高等学校等就学支援金等

令和6年度予算額　4,090億円
(前年度予算額　4,129億円)

<内訳>
高等学校等就学支援金交付金	4,063 億円
公立高等学校授業料不徴収交付金	0.1 億円
高等学校等就学支援金事務費交付金	26 億円

文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）

◆ 令和５年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施

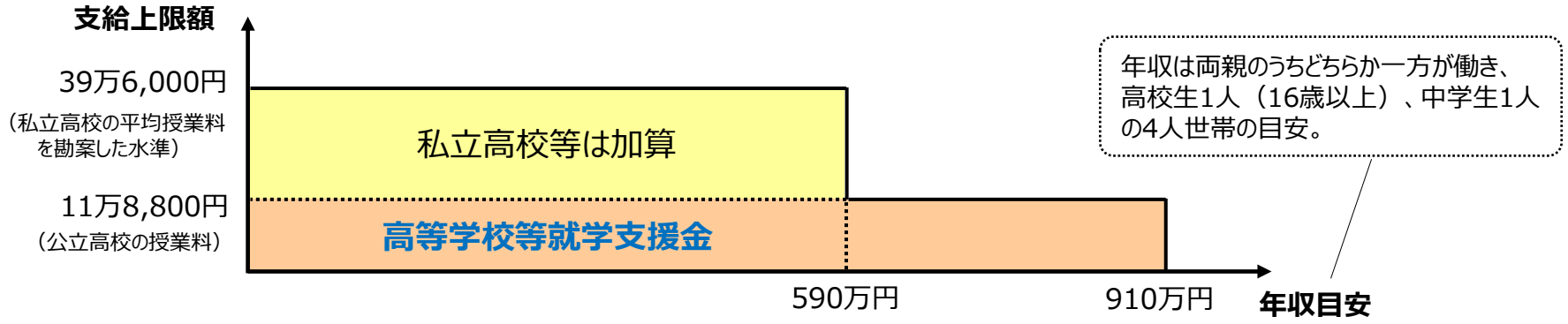

※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
※ 国公立の高等専門学校（1~3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

対象校種	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校
実施主体	公・私立高校等：都道府県 国立高校等　：国
支援割合	国　10/10

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和6年度予算額　3億円
(前年度予算額　3億円)

文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に118,800円を支給。
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等は297,000円を上限として支給。
- ◆ 令和５年度から家計が急変した世帯への支援を実施。

<イメージ（例）：A高校を1年と11月で中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>

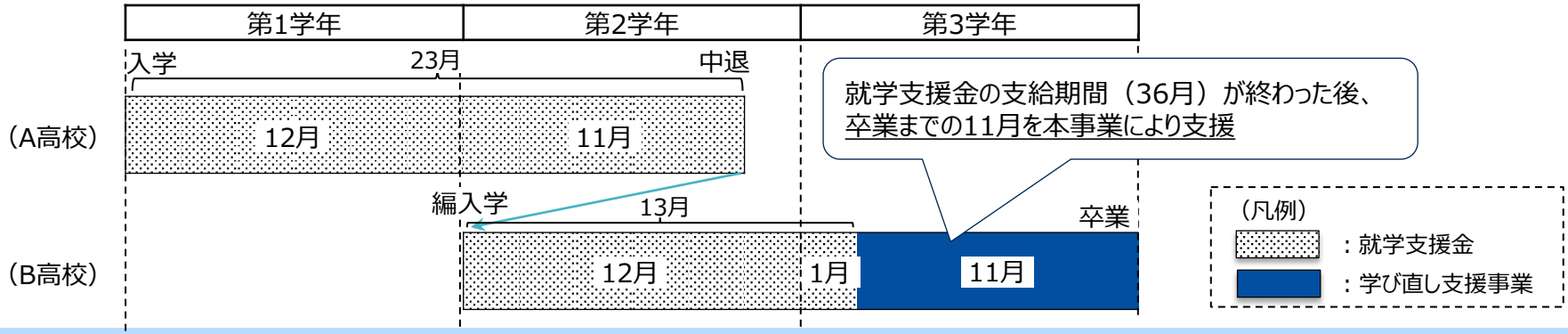

対象校種	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部） 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等・一般課程）　等 ※高等学校等就学支援金と同じ
実施主体	公・私立高校等：都道府県 国立高校等　　：国
補助対象経費	都道府県が行う学び直し支援事業に要する経費 ※国立高校等は国が事業を実施
補助割合	国　10/10

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和6年度予算額　147億円
(前年度予算額　148億円)

文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

◆ 令和６年度予算案：非課税世帯 全日制等（第１子）の給付額の増額

【令和６年度予算案　給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第１子）	117,100円 →122,100円（+5,000円）	137,600円 →142,600円（+5,000円）
非課税世帯 全日制等（第２子以降※）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】

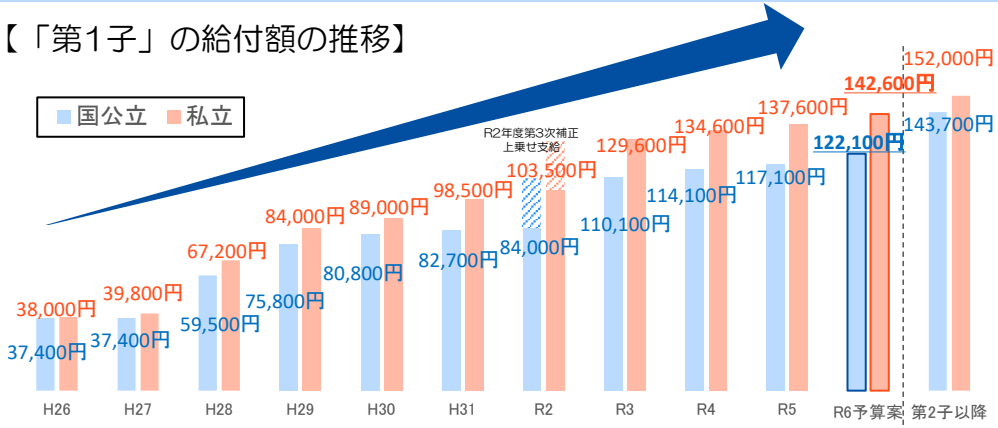

対象校種	高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程） 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等
実施主体	都道府県
補助対象経費	都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費
補助割合	国　1/3 都道府県　2/3

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

高校等専攻科の生徒への修学支援

令和6年度予算額　4億円
(前年度予算額　4億円)
※ 授業料以外の教育費は高校生等奨学給付金において別途計上

文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：令和2年度～）

◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。

＜支援スキーム＞

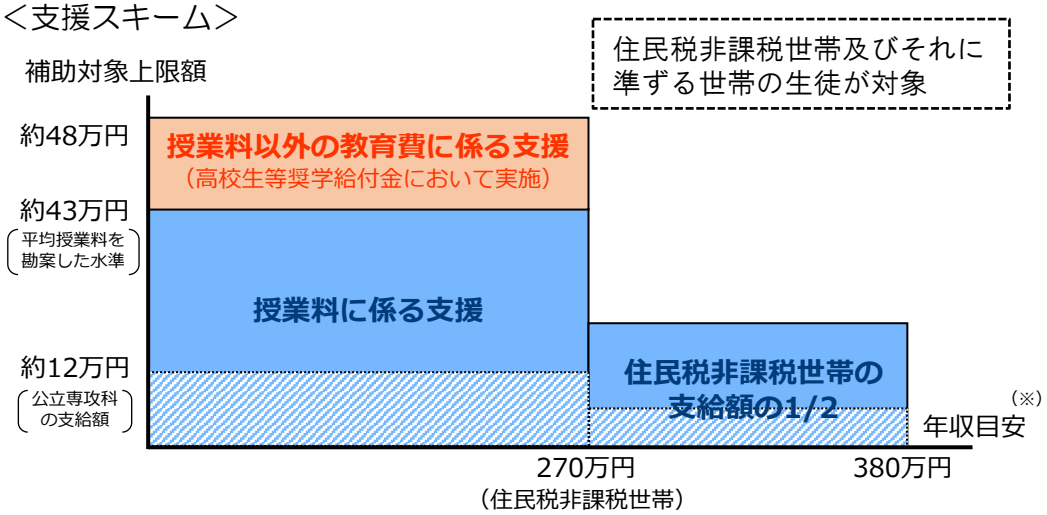

（※）両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の４人世帯の目安

＜１人当たり補助対象上限額＞

区　分	～270万円(住民税非課税世帯)		270～380万円	
	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800円	427,200円	59,400円	213,600円
授業料以外	50,500円	52,100円	—	—

＜各教育機関の位置づけ＞

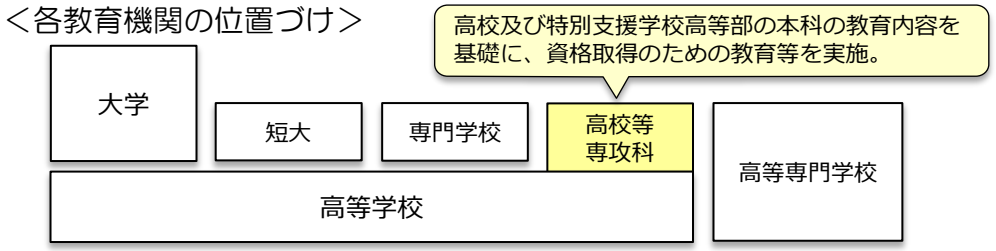

対象校種	高等学校及び特別支援学校の専攻科 ※ 大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校は、就労支援に資する教育課程を含む）を対象とする。
実施主体	都道府県
補助対象経費	高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費
補助割合	授業料：国　1/2、都道府県　1/2 授業料以外の教育費：国　1/3、都道府県　2/3

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

高等学校等修学支援事業費補助金
（海外の日本人高校生への支援）

令和6年度予算額　　19百万円
(前年度予算額　　19百万円)

趣　旨

文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を国が補助することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

※　国の事業として直接実施

概　要

○　日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも実施。

○　受給資格要件として、日本国籍を持つことの他、就学支援金と同様に所得制限を設け、年収910万円未満の世帯の生徒を対象に支給。

※ 対象となるのは、文部科学大臣の指定又は認定する以下の在外教育施設

（上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、如水館バンコク（タイ）、立教英国学院（英国）、帝京ロンドン学園（英国）、スイス公文学園（スイス）、慶応義塾ニューヨーク学院（米国））

○　令和2年度から、支給上限額（297,000円）を、年収590万円未満世帯まで拡充（それまでは年収270万円未満世帯まで）

○　補助対象期間は36月（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大１２月延長して支給）

○　補助率　定額補助（10/10）

○　事業実施期間　平成26年度～

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

拡充 児童扶養手当

支援局　家庭福祉課

令和６年度予算　1,493億円（1,486億円）※（）内は前年度当初予算

1　事業の目的

○　父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2　事業の概要

＜支給対象者＞

○　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

＜支給要件＞

○　父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

＜手当額（令和６年４月～）＞

○　月額　・全部支給：４５，５００円　・一部支給：４５，４９０円～１０，７４０円
※令和５年度単価　全部支給：44,140円　一部支給：44,130円～10,410円

加算額（児童２人目）　・全部支給：１０，７５０円　・一部支給：１０，７４０円～　５，３８０円
※令和５年度単価　全部支給：10,420円　一部支給：10,410円～5,210円

改（児童３人目以降1人につき）　・**児童2人目と同額※R6年11月分から**（改正前は・全部支給：6,４５０円　・一部支給：6,４４０円～3,230円）
※令和５年度単価　全部支給：6,250円　一部支給：6,240円～3,130円

改

＜所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）**＞ ※R6年11月分から**

○　全部支給（２人世帯）：**１９０万円**（←１６０万円）　一部支給（２人世帯）：**３８５万円**（←３６５万円）

＜支給期月＞　○　１月、３月、５月、７月、９月、１１月

3　実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村
【補 助 率】国　１／３、都道府県・市・福祉事務所設置町村　２／３
【受給者数】８１７，９６７人（母７７５，６０５人、父３８，９５２人、養育者３，４１０人）※令和5年３月
【改正経緯】①多子加算額の倍増（平成２８年８月分手当から実施）
②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成３０年８月分手当から実施）
③支払回数を年３回から年６回に見直し（令和元年１１月分手当から実施）
④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和３年３月分手当から実施）
⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第３子以降の多子加算額の増額（令和６年11月分手当から実施）

母子父子寡婦福祉資金貸付金

支援局　家庭福祉課

令和６年度予算　14億円（ 14億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
○　母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

2 事業の概要

【貸付対象者】
①　母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体　等
②　父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体　等
（平成26年10月１日より）
③　寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）　等

【貸付金の種類】
①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】
○　利　　子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
○　償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、３年～20年

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市
【負担割合】国２／３、都道府県・指定都市・中核市１／３
【貸付実績（令和３年度）】
①　母子福祉資金：１０６億１，６０７万円（１８，８９８件）
②　父子福祉資金：　　７億２，３６１万円（　１，２３５件）
③　寡婦福祉資金：　　２億７，５９１万円（　　３８０件）
※貸付金の件数・金額とも約９割が、児童の修学資金関係

犯罪被害給付制度の概要

犯罪被害給付制度とは

この制度は、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

犯罪被害者等給付金の種類

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の３種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

支給額

給付金の支給額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

ただし、犯罪被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から２年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から７年を経過したときはできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から６か月以内に申請をすることができます。

被害者等一時避難等宿泊費

令和６年度予算額
27,416千円

ストーカー・ＤＶ事案等の被害者等の一時避難に係る経費

ストーカー・ＤＶ事案等への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要がある。一方で、この種事案の被害者は、その置かれた状況や経済的負担を理由に避難を躊躇する例が見られるところ、これらの被害者等の安全を確保し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、ホテル等への一時避難に伴う費用を予算措置している。

対象者

ストーカー・ＤＶ事案等に関し、危険性・切迫性が高い場合において、被害者と加害者の関係、被害者等の状況等から、関係機関の施設や親類・知人宅等への避難が適さないと認められる被害者等（安全確保のために避難を要すると認められる被害者の密接関係者を含む。）

宿泊施設

被害者の状況、地域の実情等を勘案し、ホテル等の宿泊施設のみならず、ウィークリーマンション、公営住宅等の部屋の一部借上げ、公的・民間施設の利用等を含む。

生活保護制度

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、
その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。
また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください。

どのような方が生活保護を受けられるか

○　生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。（以下のような状態の方が対象となります。）

・　不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。

※　不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。

・　就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。

・　年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。

○　扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。

※　保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学３年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って(対象者が管外に居住する場合には、書面で)扶養できないか照会します。その他の扶養義務者については書面での照会を行います。（「扶養義務の履行が期待できない者」と判断された場合には、扶養照会を行わない場合があります。）

○　必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。

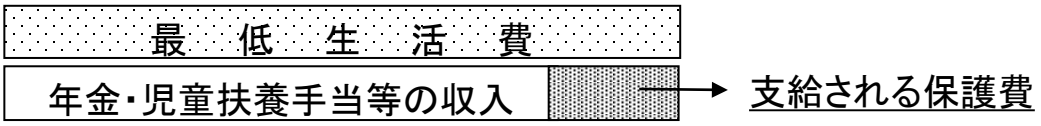

○　生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

手続きの流れ

○　お住まいの自治体の福祉事務所（生活相談等の窓口）にご相談ください。

○　保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。

○　上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるか判断することとなっています。

生活保護の受給開始後

○　生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。

○　生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただく必要があります。

○　生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。

○　また、必要な医療、介護についても給付対象となります。

○　家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできます（一部の自治体を除く。）。

i　●ご相談はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。

生活福祉資金貸付制度

実施主体	都道府県社会福祉協議会
目的	資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立・社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようにする。
貸付対象	・低所得世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当） ・障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等のいる世帯 ・高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者のいる世帯
資金の種類	・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費） ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
貸付金利子	・連帯保証人を立てた場合　無利子 ・連帯保証人を立てない場合　年1.5%

注１　教育支援資金、緊急小口資金は無利子
注２　不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート（R5.4.1時点年1.45%）のいずれか低い利率

貸付手続きの流れ

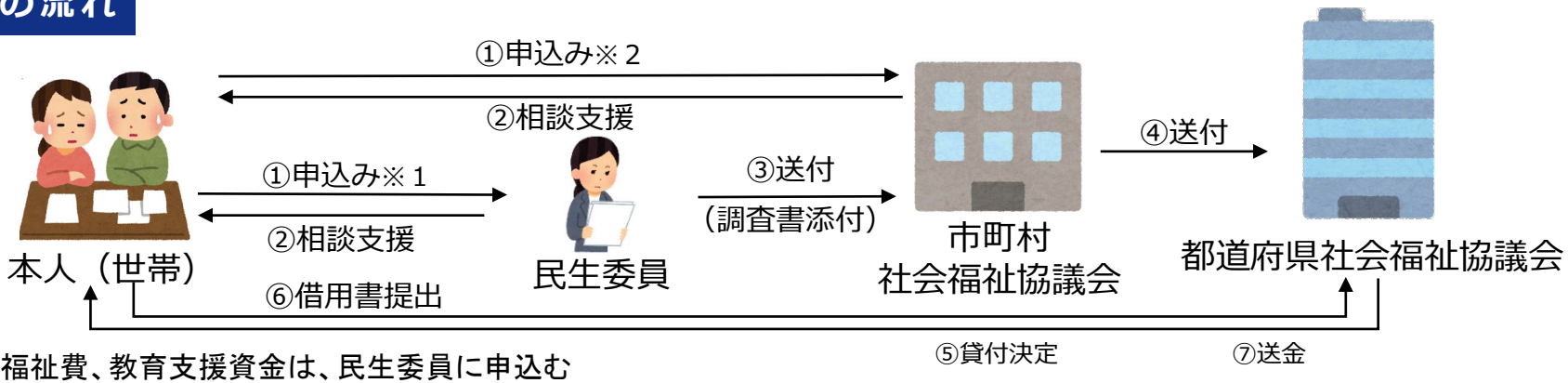

※1　福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込む
※2　総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込む
※3　総合支援資金及び緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体や関係機関から貸付後の継続的な支援をうけることに同意することが条件。

要保護児童生徒援助費補助金

令和6年度予算額　5億円
（前年度予算額　5億円）

文部科学省

現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間	昭和34年度～

【要保護者への就学援助】（令和４年度　約８万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目　：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

◆令和６年度予算額　（案）

・**「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ**
　小学校：　54,060円　→　57,060円（＋3,000円）

【参考：準要保護者への就学援助】（令和４年度　約117万人）
要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体	市町村等

補助割合	国　1/2 、市町村等　1/2

対象者	生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費	市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

担当：初等中等教育局修学支援・教材課

アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助（高校・高専）

令和6年度予算額　30,018千円
(前年度予算額　30,624千円)

趣　旨

経済的な理由によって修学が困難なアイヌ子弟の高校生等に対して、北海道が奨学資金（奨学金及び通学用品等助成金）の給与を行う場合、国がその経費の一部を北海道に補助することにより、アイヌ子弟の高等学校等への進学を促進する。

概　要

○　北海道がアイヌの人々の生活向上関連施策として、アイヌ子弟に対し奨学資金の給与を行う場合に国がその経費の一部を北海道に補助する。

○　給与の対象者は、以下の条件に該当する者。
- 北海道に居住するアイヌの子弟であること。
- 高等学校等又は専修学校等に在学する者であること。
- 経済的な理由により著しく修学が困難な者であること。

（対象学校種）
- 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校
- 専修学校、各種学校

○　奨学資金の給与限度額

・奨学金（月額）	高等学校等（国公立）	２３，０００円
	高等学校等（私　立）	４３，０００円
	専修学校等	２３，３００円
・通学用品等助成金（入学者に対する一時金）	高等学校等（国公立）	２４，２００円
	高等学校等（私　立）	５４，７６０円
	専修学校等	２４，２００円

○　補助率　１／２

○　事業実施期間　昭和50年度～

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

高等教育の修学支援の充実

令和6年度予算額　6,412億円※こども家庭庁計上予算含む
(前年度予算額　6,314億円)

文部科学省

事業概要

- 「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施**（こども家庭庁計上）する。
- 無利子奨学金事業については、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**する。
- 令和６年度より、高等教育の修学支援新制度の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援の拡大や、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を実施する。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：5,438億円
※国・地方の所要額　：5,908億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【 対象の学生 】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（年収目安:約300万、380万、600万円）の学生等
(新たに設定される第４区分（年収目安:約600万円）は多子世帯、私立理工農系の学部等に通う学生等)
(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。第４区分は、多子世帯については1/4を支援、私立理工農系については授業料の文系との差額に着目して授業料等減免で支援)

【 財　源 】消費税による財源を活用（少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

- ○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認
- ○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

- ○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- ○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○　各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	26万円	70万円
短期大学	約17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	13万円	70万円
専門学校	７万円	約17万円	16万円	59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○　学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立　高等専門学校	自宅生　21万円、自宅外生 約41万円
私立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立　高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

貸与型奨学金・授業料後払い制度
無利子奨学金：974億円（一般会計）

区分	無利子奨学金（第一種奨学金）	授業料後払い制度 ※大学院修士段階	有利子奨学金（第二種奨学金）
貸与人員	４６万６千人		６６万３千人
事業規模	２,７３２億円		５,８２０億円
うち一般会計等	政府貸付金 974億円（一般会計）	（令和6年度は民間資金を活用）	財政融資資金　５,２５６億円
貸与額（私立大学の場合）	学生が選択（自宅通学の場合）月額 2、3、4、5.4万円	授業料支援金 最大 776,000円 及び学生が選択する生活費奨学金 月額 最大4万円	学生が選択 月額 ２～１２万円の１万円単位
家計基準（令和6年度採用者）	私大自宅・給与所得・４人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による		
	約８００万円以下	約３００万円以下 ※本人年収	約１,１４０万円以下
返還	定額（卒業後２０年以内）※所得連動返還方式を選択した場合、卒業後の所得に応じて変動	卒業後の所得に応じて変動	定額（卒業後２０年以内）（元利均等返還）

返還期限猶予制度：（収入基準額：年間収入300万円以下）

○ 経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還が困難な場合、返還を猶予。

減額返還制度：（収入基準額：年間収入400万円以下）

○ 経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還月額を減額すれば返還を継続できる場合、月々の返還金額を最大４分の１に減額。（令和6年度から見直し）

（担当：高等教育局学生支援課）

アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助（大学）

（令和６年度予算額　２０，８８６千円）
（令和５年度予算額　２６，２１９千円）

趣　旨

経済的な理由によって修学が困難なアイヌ子弟に奨学金及び通学用品等助成金の貸与事業を行う北海道に対し、その経費の一部等を補助することを通じ、北海道のアイヌの子弟の大学・短期大学への進学を奨励し、社会的・経済的自立を促進する。

概　要

○　北海道がアイヌの人々の生活向上関連施策として、アイヌ子弟に対し奨学金及び通学用品等助成金の貸与事業を行う場合に国がその経費の一部を北海道に補助する。

○　給与の対象者は、以下の条件に該当する者。
- 北海道に居住するアイヌの子弟であること。
- 大学又は短期大学に在学する者であること。
- 経済的な理由により著しく修学が困難な者であること。

○　奨学資金の貸与限度額
- 奨学金（月額）　国公立　５１，０００円
  私　立　８２，０００円

※　高等教育の修学支援新制度を利用する場合においては、独立行政法人日本学生支援構が実施している無利子奨学金と同様に、併給調整を行うこととする。

- 通学用品等助成金
（入学者に対する一時金）　国公私立　３８，５００円

○　補助率　１／２